

総務政策委員協議会記録	
開 会 年 月 日	令和 8 年 6 月 29 日
開 会 時 刻	午前 10 時 22 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 33 分
出席委員名	◎品川幸久 ○久保 真 大野寛文 小阪史章
	神谷明子 杉村 剛 吉井詩子
	北村 勝 議長
欠席委員名	—
署 名 者	—
担 当 書 記	野村格也
協 議 案 件	1 伊勢市の宿泊税導入について
	2 令和 9 年度職員採用について《報告案件》
説 明 員	総務部長、総務部参事
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長
	その他関係参与

協議経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市の宿泊税導入について」外1件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時22分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市の宿泊税導入について」及び報告案件として「令和9年度職員採用について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市の宿泊税導入について】

◎品川幸久委員長

それでは、「伊勢市の宿泊税導入について」を御協議願います。当局から説明をお願いします。

総務部長。

●辻村総務部長

本日はお忙しいところ、総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま、委員長から御説明のありましたとおり、本日、御協議いただきます案件は、「伊勢市の宿泊税導入について」ほか報告案件として「令和9年度職員採用について」でございます。詳細につきましては、この後、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

それでは、「伊勢市の宿泊税導入について」を御説明申し上げます。資料1を御覧ください。「1. 宿泊事業者等への説明会の概要」です。説明会を開催するに当たり、市内宿泊事業者に対し、139事業者へ御案内し、関係者含め50名が出席いただきました。

次に、「2. 説明会での質問・意見及び回答」です。重複した質問・意見もごさいす

ので主な内容を分類、整理しております。なお、詳細は市HPへ議事録を掲載しております。

まず、（１）税制度に関することでございますけれども、日帰り観光客が多いため、免税点を導入すると観光客全体に占める宿泊税を負担する割合がさらに減り、不公平となるのではという御意見や観光目的ではない宿泊者や長期滞在者に免税が必要ではという意見がありました。その回答としましては、免税点については、これまでの説明会等における低廉な価格帯の宿泊への配慮を求める意見も踏まえ、再検討に至ったということ。また、長期滞在等の誘客につきましては、免税ではなく、キャンペーン等の宿泊促進を宿泊税の使途として整理し、考えていくということを回答しております。

次に、（２）特別徴収事務や負担軽減に関することについては、インターネット上だけで取引を行う旅行会社、いわゆるOTAやクレジットカードの決済などの手数料の運用状況を踏まえると、実質的に特別徴収義務者が宿泊税分の手数料を負担することになるという意見がありました。また、免税点を設定することで、素泊まり料金と食事代等を分ける事務の煩雑さや税の申告内容の適正性への懸念、事務負担が増えるという意見もありました。その回答としましては、OTA手数料等の負担に係る経費を直接負担する形で税を充てることはできないこと、そのためにも、宿泊者や宿泊事業者のメリットと感じていただけるような具体的な使途案をお示ししたので、理解をいただきたいということや申告の適正性の確保は、先行自治体の例も参考に継続して検討していく旨を回答しております。

次に、（３）目的・使途に関することです。免税点の設定により、免税となる宿泊者や特別徴収に関連しなくなる宿泊事業者も生じるが、宿泊税を活用した市の事業の補助対象となるのかという質問や宿泊者や宿泊施設もメリットのある使途が重要なので、今後、予算割合も示してほしいという意見があり、また、宿泊増加に向けた目標や成果に関する質問もございました。宿泊税の使途として想定する市の補助事業の対象者などに関しては、今後の具体的な制度設計で検討していくことや宿泊施設が直接メリットを感じる使途に関し、説明会時点で細かな内容や予算規模を示すことは難しいものの、意見の意図を踏まえ、検討していくこと。また、宿泊増加への目標は、観光振興基本計画の進捗管理で成果も含め検討・検証する旨回答しております。

次に、（４）その他ですが、総務省同意の処理基準に対する考え方や駐車場使用への課税をしてはどうかという提案などについて、意見をいただき、それぞれ回答させていただいています。

次に、３ページを御覧ください。「３．意見を踏まえた宿泊事業者への支援や税制度等（案）」でございます。（１）宿泊事業者への支援、①宿泊税システム整備費補助金ですが、これまでお示した内容と同様でございます。宿泊税導入に伴い必要なシステム改修等に対し、10分の10、交付限度額50万円を支援したいと考えております。次に、②特別徴収事務報償金、③観光振興に対する協力金は、先行自治体の例や総務省への事前協議を参考とし、特別徴収事務報償金として３％。宿泊者への宿泊税を活用した事業に関する質問への御対応等、本市の観光施策への協力等に対し、同額の３％を観光振興に対する協力金として交付したいと考えます。

次に、（２）免税点の設定です。市内139宿泊事業者に対しアンケートをお願いし、60件の回答をいただきました。アンケート結果も踏まえ、低廉な価格帯の宿泊に対する負担

感を考慮することとし、素泊まり料金で5,000円を免税点と設定したいと考えます。なお、資料4ページ、別紙1にアンケートの結果を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

次に、(3) 宿泊税の使途(案)についてです。資料5～7ページ、別紙2のうち、恐れ入りますが、6～7ページを御覧ください。具体的な使途案として①から⑦をお示ししております。①から③は、便益が市全体に及ぶ事業、④から⑦は、宿泊者や宿泊事業者が直接受益者となる事業として整理しております。このうち、④から⑦は、宿泊税分のOTA手数料の負担等が新たに発生するという宿泊事業者の意見を重く受け止め、宿泊事業者の理解を得るためにも宿泊税収の2割以上に相当する内容を検討するなどとして、事業を進めたいと考えております。また、毎年度の検証に加え、5年毎に全体の制度設計も見直すことを想定し、今後も宿泊事業者の御意見も伺いつつ検討していく考えです。

次に、「4. 税収の見込み」でございます。令和7年の統計に基づく宿泊者数を前提に、宿泊税の今後5年間の延べ税収見込みをお示ししました。今後の宿泊者や宿泊施設増加に伴う影響は、 $+\alpha$ として記載しております。

最後に、「5. 今後の予定」でございます。7月以降に宿泊事業者への説明会等を行いたいと考えております。また、今後、制度設計、条例案、必要となる予算の検討を深め、8月以降の産業建設委員会、総務政策委員協議会へ御報告させていただければと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入について」の説明となります。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

【令和9年度職員採用について《報告案件》】

◎品川幸久委員長

続いて、報告案件に入ります。

「令和9年度職員採用について」当局から報告をお願いします。

総務部参事。

●上田総務部参事

それでは、令和9年度職員採用につきまして、御説明申し上げます。資料2を御覧ください。現在、前期試験、随時採用試験、公務員経験者対象につきましては、既に資料提供により、御報告をさせていただいておりますので、本日は、後期試験について御説明をさせていただきます。

まず、始めに、募集職種及び募集人数でございます。事務職が2人程度、事務職の障が

い者対象が1人程度、土木技術職が1人程度、建築技術職が1人程度、業務員の障がい者対象が1人程度、上下水道技能労務職が1人程度、消防職が1人程度で計8名程度の募集を予定しております。一番右の列には、現在実施中の前期試験の募集人数を記載しております。

次に、募集期間につきましては、8月1日から8月26日までとなります。

続いて、受験方式及び第1次試験実施日につきましては、一斉試験方式が9月20日、テストセンター方式が9月16日から10月4日を予定しております。

次に、その他でございますが、参考といたしまして、随時採用試験と公務員経験者対象における募集職種及び募集人数等を記載しております。

最後に、募集人数は、前期、後期、随時採用と公務員経験者対象と合わせ、20人程度となります。

以上、「令和9年度職員採用について」の御説明とさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分